

令和5年第1回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年1月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年1月27日（金） 午後3時00分から 午後3時16分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第1回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第1回朝霞市農業委員会総会

令和5年1月27日（金）

午後3時00分から

午後3時16分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

3番 栗原 昌章委員 4番 石原 実委員

3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

4 諸報告

(1) 報告第1号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
会	長 代	理	秋山 磨弥
委	員	橋本	弘明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	事 務 局 長	星加	敏昭
事	務	局	局 次 長	増田	高志
事	務	局	専 門 員	有賀	雄一

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○開会

○事務局・星加事務局長

皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これより、令和5年第1回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長から御挨拶申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、本年第1回総会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、先日の親睦会懇親会には多くの皆様にご出席いただきましてありがとうございます。おかげさまで無事に終えることができました。ありがとうございました。

ここ最近、ずいぶんと天候が荒れておりまして、10年ぶりの寒波とか、とくに日本海側で大雪が降っており、交通渋滞や積雪による被害が多く出ているようでございます。幸いにも、朝霞市周辺には雪は降っていませんが、非常に低温になってきております。作物の低温による被害などが出ないように対応していただくとともに、皆様の健康管理に十分注意していただきたいと思います。

それでは、本日も提出議案が2議案ほどございますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20人中20人でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

○高橋会長

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

3番、栗原昌章委員と4番、石原実委員のお二人をお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

○高橋会長

よろしければ早速、議事に入らせていただきます。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

令和5年1月27日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字根岸字榎戸■■■■■ 田 畑 493平方メートル

大字根岸字榎戸■■■■■ 田 畑 978平方メートル

譲受人、根岸台■■■■■■■■ ■■ ■■

譲渡人、根岸台■■■■■■■■ ■■ ■■

譲受理由、贈与。

譲渡理由、贈与。

譲受人耕作面積、9,680平方メートル。

家族数、4人。うち耕作者数4人。

調査説明委員、渡邊 忠 委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

議案第1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、高橋 秀明 委員の暫時退席を求めます。

(高橋 秀明委員退席)

それでは、議案第1号につきまして、渡邊 忠 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は1月25日に行って来ました。土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人は現在も所有する農地はすべて耕作されており、とくに、申請地においては

体験農園を開設しており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、農業経営状況調査においても年間300日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、同項第5号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が50アール以上耕作しているかどうかの下限(かげん)面積(めんせき)要件につきましては、譲り受け人の世帯は約90アールを耕作しており、法に規定されております下限面積以上の農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地は、体験農園として季節ごとの露地野菜を作付けしていることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約5分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをお開きください。朝霞市役所から市役所通りを膝折方面に進みます。本町1丁目交差点を右折し、城山通りを2.4キロほど進むと、「花の木」交差点があります。そこを高島平方面に右折、あずま通りを540メートルほど進み「あずま橋」を渡ってすぐに左側の農道に入ります。60メートル進んだ右側に体験農園の入り口があります。その体験農園の一部が今回の申請地になります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第1号につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可することに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第1号につきましては、許可と決しました。

それでは、高橋 秀明委員の入室を許可します。

(高橋 秀明委員入室)

◎議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
令和5年1月27日提出。

番号1

土地の所在地、

大字下内間木字東散財■■■■■■■

登記地目、田、現況地目、田、登記面積、3,390平方メートル。

借受人、大字下内間木■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

貸出人、大字下内間木■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■ 持ち分2分の1

大字下内間木■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■ 持ち分2分の1

転用目的及び施設の概要、駐車場及び資材置場。農地区分、2種。

調査説明委員、蕪木 勝美 委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第2号につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は1月20日に行って来ました。土地の所在地・地目・面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりで、申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地法第5条第2項第2号に該当し、農地区分は第2種農地にあたと判断いたします。工事計画は本許可申請許可後から3月31日までにを行い、永久転用とのことです。

譲り受人は、朝霞市内に本社を置く法人で、主に関連会社が朝霞市内の工場で製造した道路土木資材の輸送を行っています。近年、受注の増加に伴い、輸送力が不足していることから、東北地区で運用中の車両を引き上げ運用するため、それらの車両の駐車場が必要となったとのことです。また、資材の増産に伴い、増産した資材を一時保管するための資材置き場を設置する必要性が生じているため、今回の申請に至ったとのことです。

以下、農業委員の意見として、農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、必要とする面積が確保でき、かつ資材の製造工場及び国道254号バイパスへのアクセスのよい場所を条件に探していたところ、立地、面積等、申請地と同等の代替地を、周辺で見つけるのは困難と判断し選定したとのことであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも転用目的は適当と判

断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る造成費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書や残高証明書により確認できることから、目的の実現は確実なものと考えます。

計画面積が適当か否かについては、アスファルトフィニッシャー2台、大型ダンプ15台及び砂利、碎石等の資材置き場の面積が申請されており、適当と考えます。

被害防除が適当か否かについては、雨水等は場内浸透とし、申請地は市道に囲まれており、隣接する農地はないことから、被害はない見込みですが、西側と南側の境界に土留フェンスを設置するとのことです。

申請地の位置ですが、5ページをお開きください。朝霞駅東口から、県道朝霞蕨線をさいたま市方面へ進みます。2キロほど進むと「花の木」交差点がありますが、さらにさいたま市方面へ800メートルほど進み「新盛橋東」交差点を右折し、国道254号バイパスに入ります。500メートルほど進んだ2つ目の信号を左折したのち、すぐに右折し国道沿いの市道に入り150メートルほど先の右側が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第2号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声)

御質問がないようですので、お諮りします。本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、議案第2号につきましては、許可相当とすることに決しました。

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。

報告第1号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。その他の報告についても事前に配布しております。

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。

今回の農業委員会総会の日程についてですが、2月27日月曜日、午後3時からです。場所は、朝霞市役所別館2階の全員協議会室となります。

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第1回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

3番委員 栗原 昌章

4番委員 石原 実

令和5年1月27日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印